

令和4年度版

葉山町公共下水道事業の概要

～美しい水環境を未来の世代へ引き継ぐ下水道～



環境部 下水道課

目 次

1	町と下水道事業の概要		1
2	公共下水道の普及率		5
3	下水道使用料		6
4	下水道関連諸制度		7
5	葉山浄化センター		11
6	下水道課組織の推移		19

1 町と下水道事業の概要

1－1 町勢概要

葉山町は、明治 22 年、神奈川県第 15 大区第 6 小区(木古庭村、上山口村、下山口村、一色村、堀内村及び長柄村)が合併し葉山村となり、明治 27 年に葉山御用邸が築造され、風光明媚、気候温暖、避寒の地として別荘や保養所が整備され全国に名が知られるようになり、大正 14 年に葉山町となりました。

平成 8 年に葉山海岸が「日本の渚 100 選」に、平成 16 年に三浦半島（葉山町）からの富士（町内 4 箇所）が「関東の富士見 100 景」に選定されるなど、観光機能を有するベッドタウンであり、令和 4 年 4 月 1 日現在の行政区域面積約 1,704ha、行政人口 32,806 人となっている。

位置は、東京から南へ 50km 圏の三浦半島中央西部にあり、北部は逗子市、北東から南にかけては横須賀市に隣接している。西側は相模湾に面する南北 4 km におよぶ海岸線となっており、富士・箱根などの遠景を望む景勝の地となっている。

地形は、北に森戸川、南に下山川が流れ、東側上流域から西側下流域に向けて一様に傾斜しており、下流域及び海岸線付近に平坦地が広がっている。

地質は、葉山層群と逗子層群の二大地層で形成されている。



1－2 下水道事業の概要

(1) 全体計画

葉山町では、森戸川をはじめとする河川、水路、側溝等の水質汚濁を防止するとともに住環境の整備や住民の公衆衛生の向上を目的として、平成2年度から計画設計に取り組み、平成3年度に国庫補助事業として採択され、平成4年2月17日に都市計画決定し事業を開始しました。

また、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づく、中期的な期間（概ね10年間）で概成を目指す区域、いわゆる「アクションプラン」を平成27年度に策定し污水处理施設整備として、水環境を守るため公共下水道を市街化区域の513ha、その他区域の1,191haを浄化槽区域と決めました。

全体計画の経緯

項 目	当 初 計 画 (平成3年度)	既 計 画 (平成23年度)	現 計 画 (平成27年度)
目 標 年	平成22年	平成42年	令和7年
計 画 区 域	620ha	581.22ha	513.00ha
葉 山 処 理 区	511ha	513ha	513ha
そ の 他 の 処 理 区	109ha	68.22ha	0.00ha
計 画 人 口	36,300人	28,100人	28,600人
計 画 汚 水 量 (日 最 大)	24,700m ³ /日	14,100m ³ /日	14,100m ³ /日

(2) 都市計画

平成4年2月17日に全体整備区域のうち市街化区域である511haについて都市計画決定を行いました。その後、平成14年2月13日の第5回線引き見直しにより2haを市街化区域に編入したことにより513haとなっています。

都市計画決定の経緯

年 月 日	平成4年2月17日	平成14年2月13日
種 類	葉山都市計画第1号公共下水道	
面 積	約511ha	約513ha
下 水 管 渠	木古庭長柄幹線 長柄一色幹線	木古庭長柄幹線
ポ ン プ 施 設	葉山中継ポンプ場	—
処 理 施 設	葉山浄化センター	—
そ の 他 の 施 設	—	葉山中継ポンプ場 葉山浄化センター

(3) 事業計画

事業計画は平成3年度に排水区域92haの認可を受け、その後5回（平成7年度、平成13年度、平成18年度、平成23年度、平成28年度）にわたり拡大変更し、現在は472haとなっています。

都市計画法事業認可の経緯

年 月 日	平成4年2月28日	平成7年9月12日	平成14年3月29日	平成19年3月30日	平成24年3月30日	平成29年3月24日
種 類 及 び 名 称	葉山都市計画下水道事業 第1号公共下水道					
排 水 区 域	約92ha	約230ha	約300ha	約350ha	約391ha	約472ha
下 水 管 渠	木古庭長柄幹線 長柄一色幹線	同左	木古庭長柄幹線	同左	同左	同左
ポ ン プ 施 設	葉山中継ポンプ場	同左	—	—	—	—
処 理 施 設	葉山浄化センター	同左	—	—	—	—
そ の 他 の 施 設	—	—	葉山中継ポンプ場 葉山浄化センター	同左	同左	同左
事 業 施 行 期 間	平成4年2月28日 ～平成10年3月31日	平成4年2月28日 ～平成14年3月31日	平成4年2月28日 ～平成19年3月31日	平成4年2月28日 ～平成24年3月31日	平成4年2月28日 ～平成29年3月31日	平成4年2月28日 ～令和6年3月31日

下水道法事業計画の経緯

年 月 日	平成4年2月19日	平成7年7月4日	平成14年3月8日	平成19年1月26日	平成24年3月30日	平成29年3月24日
処 理 区 の 名 称	葉山処理区					
予定処理区域の 面 積	約92ha	約230ha	約300ha	約350ha	約391ha	約472ha
計 画 処 理 能 力 (日 最 大)	6, 200m ³ /日	12, 400m ³ /日	同左	同左	14, 100m ³ /日	同左
計 画 処 理 人 口	5, 800人	16, 200人	17, 800人	21, 000人	22, 700人	26, 600人
計 画 下 水 量 (日 最 大)	3, 800m ³ /日	9, 970m ³ /日	10, 300m ³ /日	12, 100m ³ /日	11, 800m ³ /日	13, 100m ³ /日
計 画 放 流 水 質	BOD	9. 5mg/L	同左	同左	同左	同左
	S S	10. 0mg/L	同左	同左	同左	同左
事 業 期 間	平成4年2月19日 ～平成10年3月31日	平成4年2月19日 ～平成14年3月31日	平成4年2月19日 ～平成19年3月31日	平成4年2月19日 ～平成24年3月31日	平成4年2月19日 ～平成29年3月31日	平成4年2月19日 ～令和6年3月31日

(4) 施設計画

終末処理場の位置選定にあたっては、昭和 63 年 9 月に葉山町公共下水道調査研究委員会に諮問し、調査・研究及び審議を行い、平成元年 7 月に答申を受け「海岸立地」と「山間立地」の二方式 13 箇所の候補予定地を抽出しました。

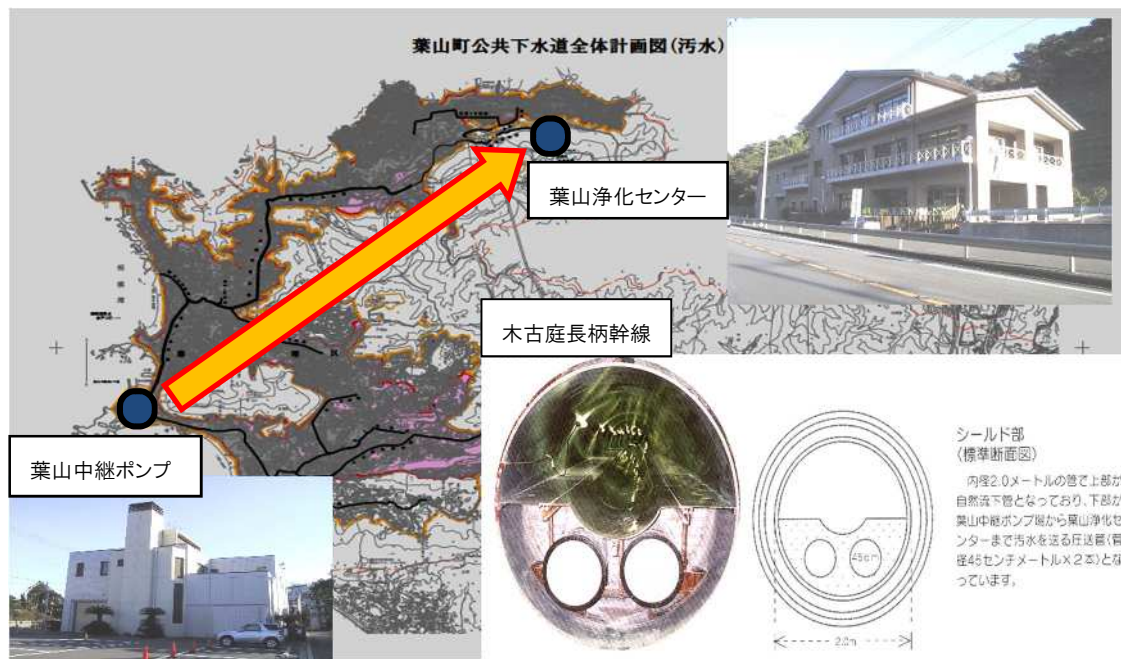
この抽出結果を受け、町の歴史的背景、葉山御用邸の位置、昭和天皇の生物ご研究の場、漁業関係者への配慮等から「海岸立地」では一般的コンセンサスが困難との判断に至り「山間立地」を選択しました。さらに、候補予定地（町有地）と民家との距離等を勘案し、南郷上ノ山地区を終末処理場の建設地に選定しました。

中継ポンプ場については、終末処理場の位置、施設面積、修理車両等の利便性、周辺環境との調和、用地取得の容易さ、地形的な汚水の収集のしやすさなどを検討し位置を選定しました。

葉山町の公共下水道の特徴は、山間部に全国でも珍しいトンネル方式の処理場を建設したことで、汚水をいったん自然流下で沿岸部にあるポンプ場に集め、約 4.7km 離れた処理場へ圧送しています。大部分の処理施設を地下に収容することで景観への影響を最小限に抑えています。

また、圧送管の布設工事は全延長の約半分が本町の主要道路である国・県道であるため交通障害等を考慮し、内径 2 m のシールド工法で施工しました。

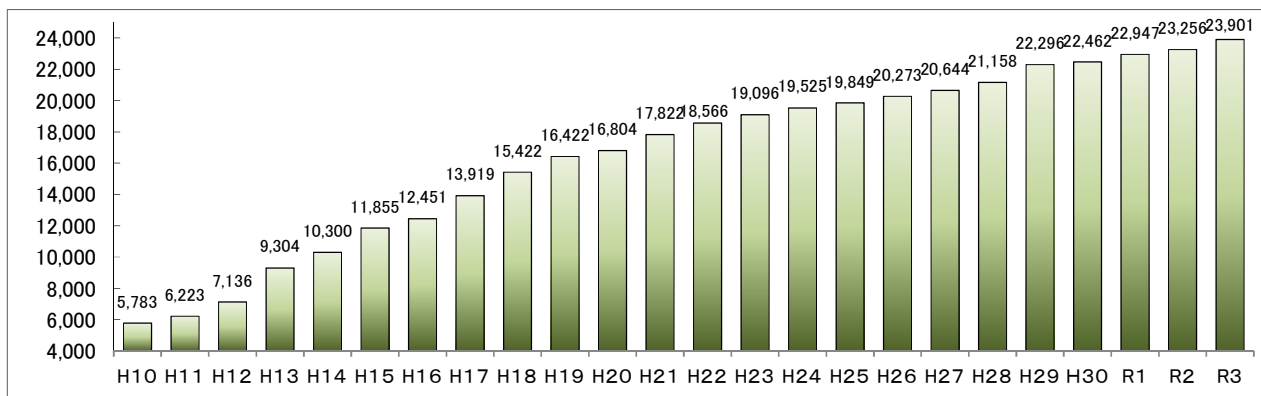
下水排除方式は分流式を採用し、公共用水域の水質保全に努めています。今後も快適な住環境の維持に配慮した整備に取り組みます。



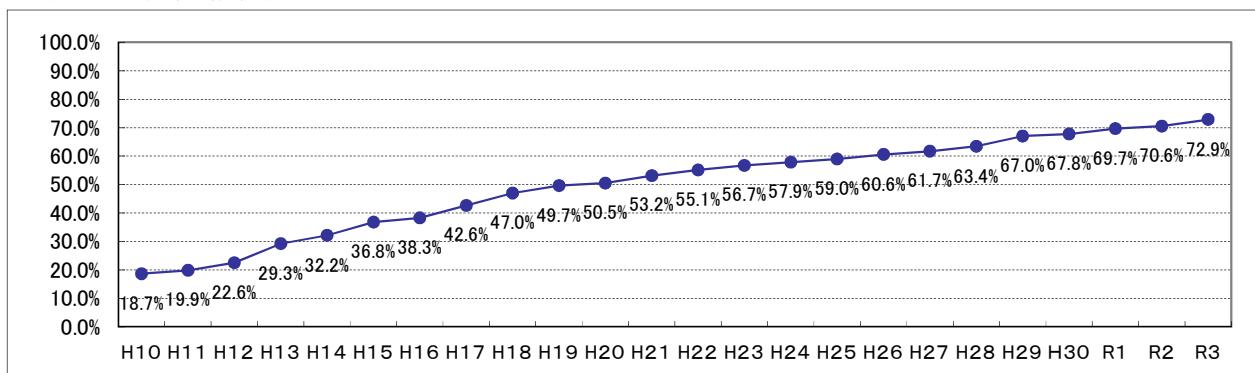
2 公共下水道の普及率

年度末 現在	行政人口 (人)	世帯数 (世帯)	市街地 面積 (ha)	整備区域 面積 (ha)	整備区域 人口 (人)	処理区域 面積 (ha)	処理区域 人口 (人)	接続 件数 (件)	人口 普及率 (%)
H10	30,953	11,353	511.0	94.8	5,783	94.8	5,783	615	18.7%
H11	31,247	11,683	511.0	101.2	6,223	101.2	6,223	1,275	19.9%
H12	31,612	11,956	511.0	115.6	7,257	113.8	7,136	1,817	22.6%
H13	31,804	12,215	513.0	150.5	9,525	146.9	9,304	2,357	29.3%
H14	32,036	12,429	513.0	170.3	10,845	161.4	10,300	2,849	32.2%
H15	32,213	12,647	513.0	189.0	12,078	185.6	11,855	3,221	36.8%
H16	32,490	12,859	513.0	200.2	12,841	193.4	12,451	3,650	38.3%
H17	32,638	13,033	513.0	223.2	14,216	218.3	13,919	4,146	42.6%
H18	32,801	13,278	513.0	246.3	15,579	243.9	15,422	4,615	47.0%
H19	33,068	13,534	513.0	262.5	16,666	258.6	16,422	5,323	49.7%
H20	33,305	13,791	513.0	267.0	17,022	263.6	16,804	5,744	50.5%
H21	33,508	13,948	513.0	281.0	18,004	278.2	17,822	6,186	53.2%
H22	33,704	14,086	513.0	291.0	18,753	288.2	18,566	6,590	55.1%
H23	33,661	14,137	513.0	300.2	19,281	297.3	19,096	6,865	56.7%
H24	33,742	14,223	513.0	306.6	19,687	304.2	19,525	7,230	57.9%
H25	33,618	14,295	513.0	313.4	20,061	310.2	19,849	7,508	59.0%
H26	33,455	14,299	513.0	321.0	20,494	317.5	20,273	7,766	60.6%
H27	33,459	14,306	513.0	330.5	21,055	323.3	20,644	8,009	61.7%
H28	33,377	14,337	513.0	341.6	21,680	331.6	21,158	8,232	63.4%
H29	33,294	14,373	513.0	352.9	22,373	351.7	22,296	8,481	67.0%
H30	33,129	14,424	513.0	366.8	22,868	355.7	22,462	8,724	67.8%
R1	32,918	14,434	513.0	374.7	23,021	373.4	22,947	8,828	69.7%
R2	32,961	14,618	513.0	384.1	23,416	380.1	23,256	9,004	70.6%
R3	32,806	14,650	513.0	405.4	24,060	400.0	23,901	9,197	72.9%

【処理区域人口（人）】



【人口普及率（％）】



3 下水道使用料

水洗化工事（排水設備工事）が完了し、公共下水道へ生活排水等を流すようになると、その排出量に応じて下水道使用料をお支払いいただくことになります。

この下水道使用料は、処理場やポンプ場、下水道管といった下水道施設の維持管理経費などに充てられます。

（１）算定方法

- ２ヶ月あたりの排出量（水道水を利用している場合は、水道水の検針水量）で算定
- 下水道使用料＝「基本料金（固定料金）」＋「超過料金（従量料金）」
- 下水道使用料に消費税を加算

【下水道使用料 料金表】（２ヶ月あたり、消費税抜き）

基本料金

排水量 16 m³まで

(固定料金)

+

超過料金

排水量 16 m³を超える分

(従量料金)

基本料金	
排水量	料金
16 m ³ まで	1,280 円

超過料金(1 m ³ につき)	
排水量	料金
17 m ³ ～ 30 m ³	100 円
31 m ³ ～ 40 m ³	140 円
41 m ³ ～ 60 m ³	170 円
61 m ³ ～ 100 m ³	210 円
101 m ³ ～ 200 m ³	250 円
201 m ³ ～ 400 m ³	290 円
401 m ³ ～ 600 m ³	330 円
601 m ³ ～ 1,000 m ³	340 円
1,001 m ³ ～ 2,000 m ³	350 円
2,001 m ³ ～	360 円

（２）減免制度

下水道使用料の全部又は一部が減免される制度があります。

詳細は、葉山町下水道課へお問い合わせください。

（３）上下水道料金一括納付制度

葉山町は「上下水道料金一括納付制度」を実施しており、下水道使用料と水道料金と併せて「上下水道料金」として神奈川県企業庁へお支払いいただくことになります。

4 下水道関連諸制度

葉山町では、水洗化工事（排水設備工事）の負担軽減を目的とした助成金制度や、融資あっ旋及び利子補給制度などを設けています。

（１）水洗化工事助成金制度

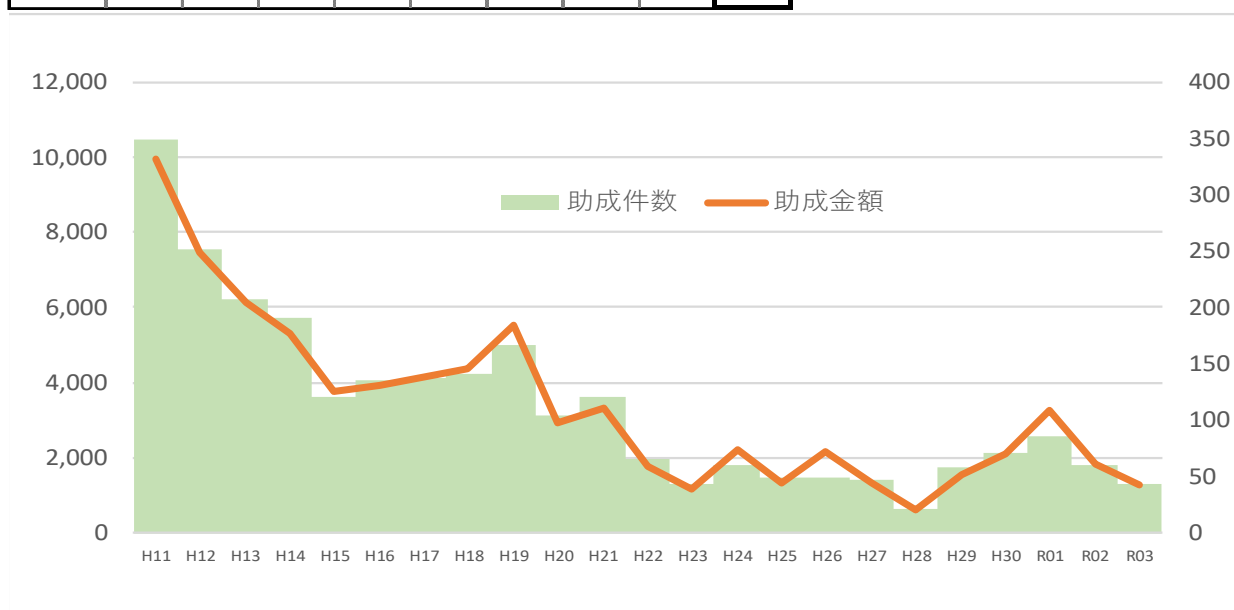
- 水洗化工事（排水設備工事）に要した費用の一部を助成する制度
- 助成金の額は工事費の10%、工事1件につき上限3万円（工事費が3万円未満であれば工事費相当額）
- マンションなどの区分所有に係るものは、3万円に区分所有者数を乗じた額が上限

○ 助成の実績

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
助成件数	349	251	207	190	121	135	137	142	167	105	121	65	43	61	49
助成金額	9,939	7,471	6,129	5,315	3,743	3,925	4,140	4,365	5,556	2,960	3,328	1,802	1,180	2,208	1,338

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	累計
助成件数	50	47	22	58	71	85	60	44	2,580
助成金額	2,179	1,362	618	1,534	2,101	3,263	1,818	1,277	77,551

（単位：件、千円）



※ 平成11年4月より制度開始

(2) 水洗化工事資金融資あっ旋及び利子補給制度

- 水洗化工事（排水設備工事）に要する費用の借入れ（融資）を町があっ旋する制度
- 借入れた資金に係る利子を町から補給（利子相当額の補給金を交付）
- 水洗化工事助成金制度を併せて利用するときのあっ旋額は、助成金を差し引いた額
- 融資あっ旋額（工事1件当たり）

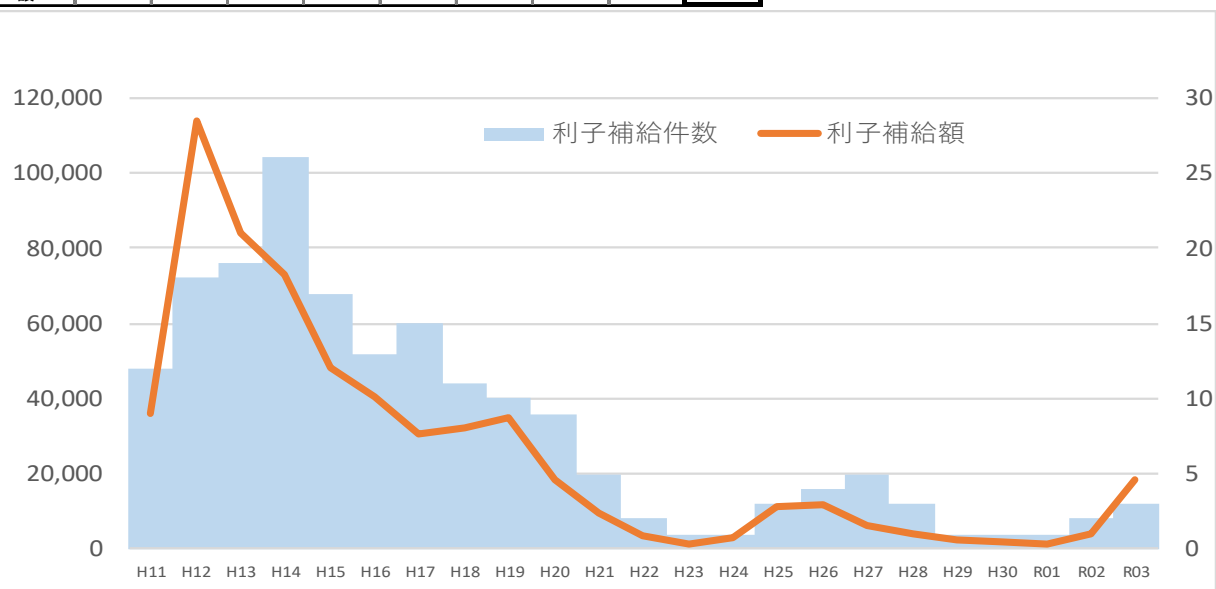
1	くみ取り便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事	60万円まで
2	浄化槽の機能を停止し公共下水道に接続する工事	50万円まで
	マンションなどで浄化槽を共同で使用している場合	500万円まで

○ 融資あっ旋及び利子補給の実績

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
融資あっ旋件数	13	7	3	6	3	2	4	4	0	0	1	0	0	1	2
利子補給件数	12	18	19	26	17	13	15	11	10	9	5	2	1	1	3
利子補給額	36,253	113,676	84,325	72,938	48,114	40,380	30,545	32,415	35,124	18,579	9,835	3,641	1,413	3,114	11,459

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	累計
融資あっ旋件数	1	1	0	0	0	0	1	2	51
利子補給件数	4	5	3	1	1	1	2	3	182
利子補給額	11,890	6,510	3,799	2,526	1,804	1,072	3,844	18,314	591,570

(単位: 件、円)



※ 平成11年4月より制度開始

(3) 浄化槽の雨水貯留施設転用工事助成金制度

- 水洗化工事（排水設備工事）により不要となった浄化槽の有効活用のため、雨水貯留施設に転用する工事に要した費用の一部を助成する制度
- 助成金の額は、転用工事1件につき4万円（工事費が4万円未満であれば工事費相当額）

○ 助成の実績

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
助成件数	0	3	0	1	0	3	0	2	0	1	4	0	0	1	0
助成金額	0	120	0	40	0	120	0	79	0	40	160	0	0	40	0

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	累計
助成件数	0	0	0	0	0	1	2	1	19
助成金額	0	0	0	0	0	40	80	40	759（単位：件、千円）

※ 平成11年4月より制度開始

(4) 私設汚水ポンプ設置助成金制度

- 地勢等により自然流下では公共下水道に接続できないため、汚水ポンプ施設を設置する工事に要した費用の一部を助成する制度
- 助成金の額は工事費の90%、工事1件につき上限90万円

○ 助成の実績

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
助成件数	2	2	1	4	0	0	1	2	0	0	1	1	0	1
助成金額	1,485	1,722	900	3,177	0	0	900	1,800	0	0	900	900	0	900

年度	累計
助成件数	15
助成金額	12,684（単位：件、千円）

※ 平成20年7月より制度開始

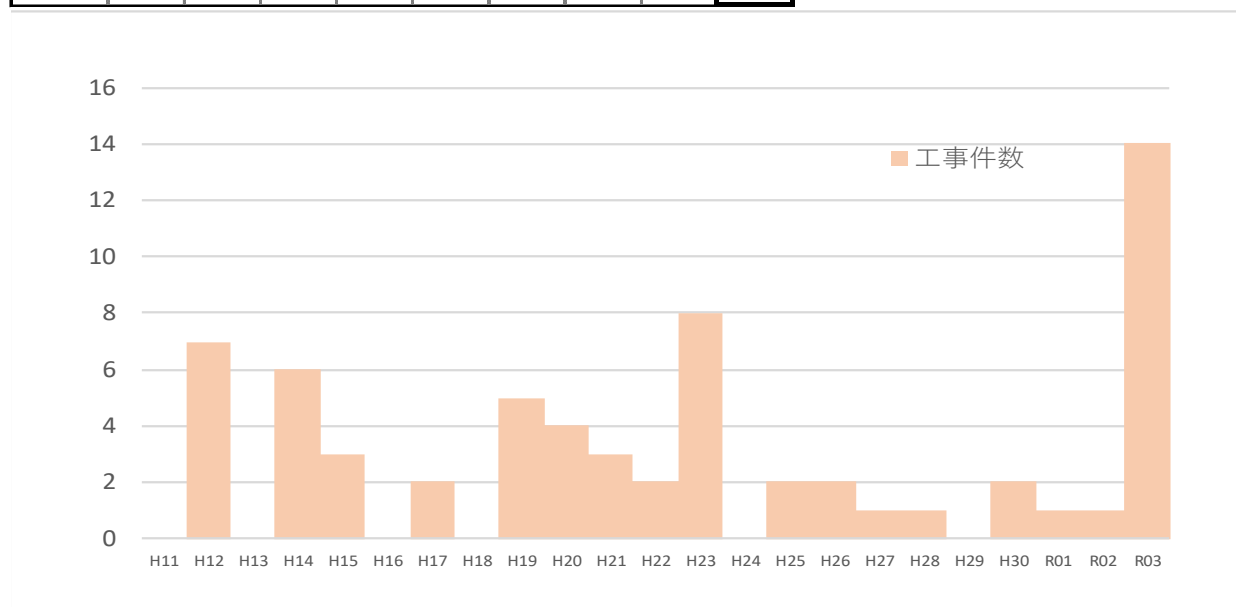
(5) 公共下水道の私道内設置制度

- すでに公共下水道が設置されている、または設置が予定されている区域の私道に面した敷地への公共下水道の普及を図るため、私道内に町が下水道管や公共枳を設置する制度
- この制度により設置した下水道管や公共枳は町が維持管理する

○ 私道内設置工事の実績

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
申請件数	7	0	7	2	0	2	2	6	2	3	3	4	2	2	2
工事件数	0	7	0	6	3	0	2	0	5	4	3	2	8	0	2

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	累計
申請件数	1	1	0	3	0	5	18	10	82
工事件数	2	1	1	0	2	1	1	14	64 (単位:件)



※ 平成 11 年 4 月より制度開始

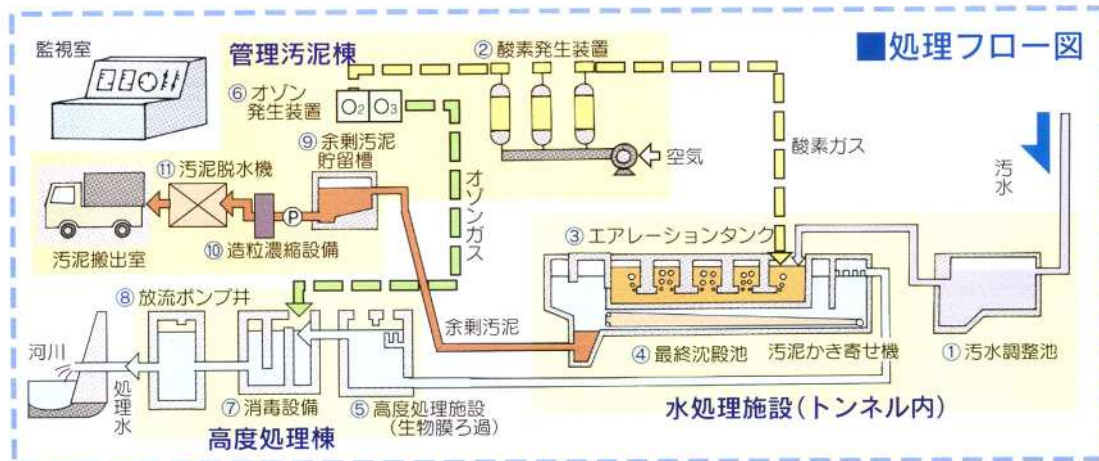
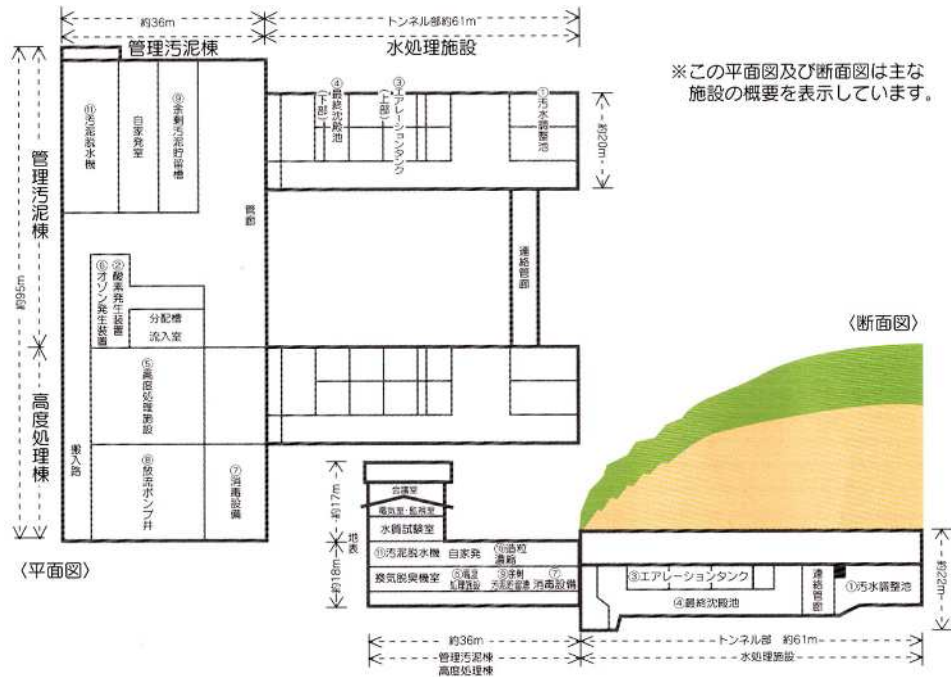
5 葉山浄化センター

(1) 施設概要

処理場名	葉山浄化センター
位置	葉山町大字長柄字南郷
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 地下3階
敷地面積	約29,500㎡
建築面積	724.67㎡
延床面積	7,510.74㎡
種類	単独公共
排除方式	分流式
計画地盤高	T. P. +40.50M
周辺の土地利用	市街化調整区域
処理方式	下水処理 汚泥処理
全体計画処理能力(日最大)	14,100㎥/日
現有処理能力(日最大)	10,575㎥/日
運転開始年月日	平成11年3月29日
放流先名称	森戸川支流大南郷川
水質環境基準等の設定	森戸川C(イ)森戸橋



平面図及び断面図



〈水処理施設〉

- ① 汚水調整池 流入下水の負荷変動を平均化することにより、安定した下水処理を行えるようにします。
- ② 酸素発生装置 吸着剤に大気中の空気を通して、窒素を吸着させることにより純度の高い酸素を生成します。
- ③ エアレーションタンク 流入してきた下水に活性汚泥を加え、酸素を吹き込んでかくはんします。活性汚泥の働きにより、汚泥はふわふわした海綿状になって沈殿しやすくなります。
- ④ 最終沈殿池 活性汚泥を沈殿させ、上澄みの水を高度処理施設に送ります。
- ⑤ 高度処理施設 最終沈殿池で取り除くことができなかったものを生物膜でろ過し、よりきれいな水にします。
- ⑥ オゾン発生装置 高圧交流電流を流した電極間に酸素を通過させることによりオゾンを生成します。
- ⑦ 消毒設備 処理水中に含まれる病原性微生物を死滅させ放流水の衛生上の安全性を得るために消毒して河川へ放流します。
- ⑧ 放流ポンプ井 処理水をポンプによりくみ上げ、森戸川支流大南郷川に放流します。

〈汚泥処理施設〉

- ⑨ 余剰汚泥貯留槽 最終沈殿池からの汚泥を貯留し、造粒濃縮設備に送ります。
- ⑩ 造粒濃縮設備 余剰汚泥を粒状にし、水分を減らして汚泥を脱水しやすくします。
- ⑪ 汚泥脱水機 汚泥を処分しやすいように、機械で脱水します。



夾雜物除去設備



汚水調整池



酸素発生装置



エアレーションタンク（上部）



余剰汚泥貯留槽



最終沈殿池



造粒濃縮設備



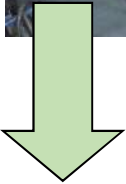
高度処理施設



汚泥脱水機



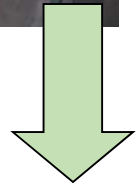
消毒設備 (次亜塩素酸ソーダ貯留槽)



汚泥搬出へ



放流ポンプ



河川放流へ



監視室

(2) 汚泥処分状況

(単位：t)

年度 処分先	H29	H30	R 元	R 2	R 3
①栃木県 那須塩原市	433.56	495.01	250.95	499.61	573.50
②栃木県 佐野市	386.60	437.84	131.18	108.02	52.42
③埼玉県 秩父郡横瀬町	255.26	275.88	409.64	332.45	353.59
④神奈川県 川崎市	538.78	589.90	992.66	803.25	790.94
合 計	1,614.20	1,798.63	1,784.43	1,743.33	1,770.45

※ 汚泥の有効利用

葉山浄化センターでの処理後に発生する汚泥を有効利用しています。

①栃木県那須塩原市	肥料化
②栃木県佐野市 ③埼玉県秩父郡横瀬町 ④神奈川県川崎市	セメントの原料



(3) 流入量・放流量・水質の月別状況

(令和3年度実績)

	流入量 (m ³ /月)	放流量 (m ³ /月)	検査日	水 質											
				BOD mg/l		COD mg/l		SS mg/l		大腸菌群数 個/ml		全窒素 mg/l		全磷 mg/l	
				流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流
4月	182,144	170,767	4月22日	96	7.6	46	12.0	58	4.0	330,000	不検出	29	11.0	3.0	1.20
			4月28日 8時		7.4		11.0		3.0		不検出		11.0		1.30
			4月28日 13時		7.6		11.0		2.0		不検出		11.0		1.30
5月	189,562	177,546	5月7日	250	3.1	91	13.0	190	4.0	240,000	不検出	60	11.0	6.9	1.90
			5月21日		5.5		13.0		8.0		不検出		13.0		1.70
6月	178,497	165,096	6月4日	260	9.8	100	17.0	230	17.0	400,000	不検出	44	16.0	5.0	2.10
			6月18日 8時		3.6		12.0		3.0		不検出		11.0		1.10
			6月18日 13時		1.2		11.0		2.0		不検出		10.0		1.10
7月	198,056	194,142	7月2日	450	2.6	280	12.0	1,700	5.0	410,000	不検出	110	9.3	17.0	1.20
			7月16日		1.1		12.0		3.0		不検出		10.0		0.58
8月	190,672	176,250	8月6日	120	2.0	50	13.0	67	7.0	100,000	不検出	36	16.0	2.8	1.50
			8月20日 8時		1.6		11.0		5.0		不検出		8.6		1.10
			8月20日 13時		1.1		12.0		5.0		不検出		7.8		1.10
9月	185,320	173,226	9月3日	170	2.3	67	12.0	130	5.0	430,000	不検出	40	11.0	4.3	1.10
			9月17日		2.9		13.0		6.0		不検出		13.0		1.60
10月	181,863	173,411	10月1日	100	3.0	44	13.0	76	4.0	220,000	不検出	31	16.0	2.6	1.10
			10月15日 8時		3.0		12.0		5.0		不検出		18.0		0.43
			10月15日 13時		1.5		11.0		4.0		不検出		17.0		0.45
11月	174,209	163,554	11月5日	180	2.8	83	18.0	170	8.0	70,000	不検出	36	22.0	4.3	0.92
			11月19日		3.1		16.0		4.0		不検出		23.0		0.65
12月	181,635	172,606	12月10日	160	10.0	80	18.0	110	7.0	80,000	不検出	39	21.0	3.7	1.00
			12月17日 8時		9.4		20.0		9.0		不検出		24.0		1.00
			12月17日 13時		5.0		19.0		7.0		不検出		24.0		1.00
1月	172,080	160,619	1月7日	300	2.4	160	14.0	230	5.0	190,000	不検出	69	23.0	6.9	1.00
			1月21日		0.3		11.0		3.0		不検出		20.0		1.20
2月	160,261	149,338	2月4日	210	0.5	54	12.0	86	3.0	310,000	不検出	350	21.0	72.0	1.60
			2月18日 8時		2.9		14.0		4.0		不検出		20.0		2.30
			2月18日 13時		1.4		14.0		4.0		不検出		19.0		2.30
3月	174,653	163,257	3月4日	290	0.4	150	12.0	360	3.0	90,000	不検出	54	21.0	6.8	1.70
			3月11日		0.5		12.0		3.0		不検出		21.0		1.00
年間	2,168,952	2,039,812													
平均値	180,746	169,984		215.5	3.5	100.4	13.5	283.9	5.3	239,167		74.8	15.7	11.3	1.25
水質汚濁防止法3条1項による一律基準					160 (120)		160 (120)		200 (150)		3,000				
水質汚濁防止法3条3項による上乗せ条例による基準					25 (20)				70 (50)						
神奈川県生活環境の保全等に関する条例による排出基準					25		25		70		3,000				
下水道法の放流水の水質基準(下水道法第6条)					20				70		3,000				

※ ()の数値並びに大腸菌群数は日間平均を示す。

※ 平均値は有効数字以下を四捨五入した値を示す。

※ 平均値を算出する際、一日に2度採取した検査日は、13時採取の測定値を計算に用いる。

前記表は、水質汚濁防止法第三条第一項を受け、昭和 46 年6月 21 日総理府令第 35 号により定められた生活環境項目の一部です。

前記表の生活環境項目に係る排出基準及び説明は次のとおりです

生活環境項目	排出基準（許容限度）	説 明
BOD 生物化学的酸素要求量	1Lにつき160mg (日間平均120mg)	水質の汚れを評価する指標 水中の比較的分解されやすい有機物が、溶存酸素の存在のもとに、微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量で、この値が大きいということは溶存酸素が欠乏しやすいことを意味しており、水中に有機物が多く、水が汚れているということになります。
COD 化学的酸素要求量	1Lにつき160mg (日間平均120mg)	停滞水域(湖沼や海域)の水質の汚れを評価する指標 水中の被酸化性物質(主として有機物)を、酸化剤で酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、この値が大きいほど、水中に被酸化性物質(有機物、無機性亜酸化物等)が多く、水が汚れているということになります。
SS 浮遊物質	1Lにつき200mg (日間平均150mg)	ろ過または遠心分離によって分離される物質で、水中に混濁している不溶解性の粒子状物質のことです。これは、無機質のものと有機質のものがありますが、水の濁りの原因となるばかりでなく、沈殿した有機質のものが腐敗し、硫化水素やメタンガスなどの有害ガスの発生源になります。
大腸菌群数	1㎤につき日間平均3,000個	大腸菌群数とは、水中に含まれる大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ細菌の集落数のことです。一般に大腸菌は人畜の腸管内に生息する細菌で病原菌ではないのですが、水中の中に存在する大腸菌を培養し測定することで、し尿による汚染の程度を知ろうとするものです。
T-N 全窒素	1Lにつき120mg (日間平均60mg)	水中にある窒素の総量のことです。窒素は水中の栄養塩類として富栄養化の原因物質の一つとなり、閉鎖性水域では富栄養化により植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生します。これが進むと水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死に、水は悪臭を放つようになります。
T-P 全磷	1Lにつき16mg (日間平均8mg)	水中にあるリンの総量のことです。リンは窒素と同様に合成洗剤などを含む生活排水等により供給され、富栄養化の一因となり、数値が上がると全窒素と同様の状態となります。



浄化センター放流口

森戸川中流



森戸川河口

6 下水道課組織の推移

昭和59年11月12日新庁舎落成、業務開始に併せ、昭和59年10月1日に機構改革を行い部制を導入しました。その際、それまで都市計画課計画係で公共下水道に関する事務を所掌していましたが、新たに都市計画課に下水道係(2名)を設置しました。平成4年4月1日からは下水道事業特別会計設置・公共下水道事業の着手に併せ、事業の円滑な推進を図るため下水道課(4名)を設けました。

また、平成30年4月1日から下水道事業は地方公営企業法の財務規定等を適用しました。

【組織】

部課係設置年月日	部 名	課 名	係 名		
昭和53年4月1日		都市計画課	計画係	建築相談係	
昭和59年10月1日	産業建設部	都市計画課	計画係	建築相談係	下水道係
平成4年4月1日	産業建設部	下水道課	下水道計画係	事業整備係	
平成6年4月1日	環境経済部	下水道課	下水道計画係	事業整備係	
平成10年4月1日	都市経済部	下水道課	総務係	管理係	建設係
平成19年4月1日	生活環境部	下水道課	総務係	管理係	建設係
平成27年4月1日	環境部	下水道課	総務係	管理係	建設係

【人員】

人員配置年月日	課等名	職員数(実数)	事務・技術職別
昭和59年10月1日	下水道係	2名	(技術2名)
平成4年4月1日	下水道課	4名	(事務1名、技術3名)
平成5年4月1日	下水道課	5名	(事務2名、技術3名)
平成6年4月1日	下水道課	6名	(事務2名、技術4名)
平成7年4月1日	下水道課	7名	(事務2名、技術5名)
平成8年4月1日	下水道課	9名	(事務3名、技術6名)
平成10年4月1日	下水道課	10名	(事務4名、技術6名)
平成11年4月1日	下水道課	10名	(事務4名、技術6名)
	浄化センター	1名	(事務1名)
平成13年4月1日	下水道課	9名	(事務4名、技術5名)
	浄化センター	1名	(事務1名)
平成17年4月1日	下水道課	10名	(事務5名(うち1人再任用職員)、技術5名)
平成18年4月1日	下水道課	9名	(事務4名(うち1人再任用職員)、技術5名)
平成18年8月16日	下水道課	9名	(事務5名(うち1人課長兼務、1人再任用職員)、技術4名)
平成19年4月1日	下水道課	8名	(事務4名(うち1人再任用職員)、技術4名)
平成20年4月1日	下水道課	8名	(事務5名(うち1人再任用職員)、技術3名)
平成21年4月1日	下水道課	7名	(事務4名(うち1人再任用職員)、技術3名)
平成22年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術3名)
平成23年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術3名)
平成24年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術3名)
平成25年4月1日	下水道課	7名	(事務5名、技術2名)
平成26年4月1日	下水道課	6名	(事務4名、技術2名)
平成26年11月1日	下水道課	7名	(事務5名、技術2名)
平成27年4月1日	下水道課	7名	(事務5名、技術2名)
平成28年4月1日	下水道課	8名	(事務5名、技術2名)＋日本下水道協会職員1名
平成28年7月1日	下水道課	9名	(事務5名、技術3名)＋日本下水道協会職員1名
平成29年4月1日	下水道課	8名	(事務5名、技術3名)
平成29年10月1日	下水道課	9名	(事務6名、技術3名)
平成30年4月1日	下水道課	9名	(事務6名、技術3名)
平成31年4月1日	下水道課	8名	(事務5名、技術3名)
令和2年4月1日	下水道課	8名	(事務4名、技術3名、再任用1名)
令和3年12月1日	下水道課	8名(7名)	(事務3名、技術3名、再任用1名)

【県職員との交流状況(下水道関係)】

昭和63年度～平成元年度	町から県下水道課へ	1名(技術)
	県から町下水道課へ	1名(技術)
平成2年度～平成3年度	県から町下水道課へ	1名(事務)
平成4年度～平成5年度	県から町下水道課へ	1名(技術)
平成6年度～平成7年度	県から町下水道課へ	1名(事務)
平成8年度～平成9年度	県から町下水道課へ	1名(事務)

【日本下水道協会職員との交流状況】

平成28年度	協会から町下水道課へ	1名(技術)
--------	------------	--------



葉山町環境部下水道課
240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135
電話:046-876-1111 内線361～364
FAX:046-876-1717

葉山浄化センター
240-0113 神奈川県三浦郡葉山町長柄1735
電話:046-875-8393